

第75回大阪府森林審議会

と き：平成24年3月26日（月）
14時30分～16時30分
ところ：KKRホテル大阪（2階 白鳥の間）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 新たな森林保全システムの構築について
- (2) 森林機能再生重点地域の森林整備方針について

4 報 告

- (1) 林地開発許可等実績について
- (2) 森林保全整備部会における議決事項報告について

5 そ の 他

6 閉 会

第75回大阪府森林審議会

配付資料一覧

- 次第
- 大阪府森林審議会規程、委員名簿
- 配席図

- 諮問書（写）「新たな森林保全システムの構築について」

- 資料1 新たな森林保全システムの構築（答申案）

- 資料2 森づくりタウンミーティングの開催結果について

- 資料3 森林機能再生重点地域の森林整備方針について

- 資料4 林地開発許可等実績について

- 資料5 森林保全整備部会における議決事項報告について

大阪府森林審議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があったとき、会長がこれを召集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(部 会)

第6条 審議会の森林保全整備部会（以下「部会」という。）を置き、部会長のほか7名の委員をもって組織する。

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

(部会の議決事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

- 一 林地の開発の調整に関する事項
- 二 保安林の指定解除に関する事項
- 三 森林病虫害の防除対策に関する事項
- 四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項
- 五 林業構造改善に関する事項

2 前項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、会長は次期審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

大阪府森林審議会 委員名簿

平成22年11月26日現在(50音順 敬称略)

	岡崎 純子	大阪教育大学准教授
○	奥野 壽一	大阪府指導林家
○	越井 健	社団法人大阪府木材連合会会長
○	小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科助教
○	坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
	芝田 啓治	河内長野市長
	真銅 裕子	株式会社 YUAN ARCHITECTS代表取締役
	花田 眞理子	大阪産業大学教授
☆	古川 光和	大阪府森林組合代表理事組合長
◎	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
	松本 昌親	千早赤阪村長
○	水原 邦夫	京都府立大学名誉教授
	宮前 保子	株式会社スペースビジョン研究所取締役所長
	本村 裕三	近畿中国森林管理局長
○	吉田 昌之	京都大学名誉教授

☆は会長兼森林保全整備部会委員、◎は部会長、○は部会に属する委員

み 第 2 0 3 3 号
平成 2 2 年 9 月 1 4 日

大阪府森林審議会
会長 古川 光 和 様

大阪府知事 橋 下 徹



新たな森林保全システムの構築について (諮問)

新たな森林保全システムの構築について、森林法第 6 8 条第 2 項により、貴審議会の意見を求めます。

【担 当】

大阪府環境農林水産部

みどり・都市環境室

みどり推進課

森林整備グループ 三嶋・民辻

TEL : 06-6941-0351 (内線 2753)

FAX : 06-6944-6749

諮 問 理 由

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有し、府民の良好な生活環境の保全や災害の防止に大きく寄与しています。

このような森林の多様な機能を確保するため、貴審議会の答申を踏まえて、平成28年度までを計画期間とする「放置森林対策行動計画」を平成19年8月に策定し、その推進を通じて、大阪の森林の再生に努めているところです。

しかしながら、森林を取り巻く環境は、林業採算性の悪化による森林所有者の管理意欲の減退や所有の細分化などにより、森林の適正な管理に支障が生じています。さらに、森林病虫害の新たな発生が見られ、森林の荒廃による災害発生の危険性が高まるなど、府民生活への様々な悪影響が懸念されています。

また、「将来ビジョン・大阪」の実現計画であり平成21年12月に策定した「みどりの大阪推進計画」では、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」を基本戦略の一つとして位置づけ、周辺山系の保全・再生を具体化していくこととしています。

こうした状況の中、本府といたしましては、健全で彩りある森づくりを通じて、森林の多様な機能を向上させるとともに、生命育む森林を次世代に引き継ぐため、新たな森林保全システムの構築が必要であると考えております。

つきましては、このシステムの構築にあたり、現状の課題解決に向けた方策の具体化について、貴審議会の意見を求めるものです。